⑻　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するもの又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
⑼　予決令第73条の規定に基づき支出負担行為担当官が定める入札参加資格として、省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
⑽　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒305―0052 茨城県つくば市長峰１－１
気象研究所総務部会計課施設係　千葉　宏
電話029―853―8569
⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
・電子調達システム
https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/
・電子調達システムヘルプデスク
電話0570―014―889
⑶　電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）、及び紙入札方式による証明書等の受領期限　令和３年11月24日17時00分
⑷　電子調達システムによる入札書、及び紙入札書、郵送等による入札書の受領期限　令和３年12月６日16時00分
⑸　開札の日時及び場所　令和３年12月７日14時00分　気象研究所入札・ヒアリング室
４　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
ⓐ　電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）のほかに契約担当官等の交付する入札説明書に基づく当該物品の仕様データ等を作成し、所定の受領期限までに入札書類データとともに上記３⑵に示すＵＲＬに電子調達システムを利用して提出しなければならない。
ⓑ　紙入札方式により参加を希望する者は、契約担当官等の交付する入札説明書に基づく当該物品の仕様を記載した書類を作成し、これを必要な証明書とともに所定の受領期限までに提出しなければならない。
なお、ⓐ、ⓑいずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格の無い者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無。
⑻　詳細は入札説明書による。
⑼　本調達は、予算の成立を条件とする。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KOIZUMI Ko, Director-General of Meteorological Research Institute
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be required : Electricity use in Meteorological Research Institute
⑷　Fulfillment period : From 1 February 2022 through 31 January 2023
⑸　Fulfillment place : Meteorological Research Institute
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall
ⓐ　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
ⓑ　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
ⓒ　Have Grade A, B or C “Selling” in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2019／2020／2021 and have qualification for participating in competition of the Kanto・Koshinetsu region,
ⓓ　Obtain registration of the electricity retail business in accordance with Article 2―2, of the Electricity Business Act
ⓔ　Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2
ⓕ　Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
ⓖ　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/
⑺　Time-limit for tender : 16 : 00　6 December 2021
⑻　Contact point for the notice : CHIBA Hiroshi, Facilities Section, Accounting Division, Meteorological Research Institute, 1―1 Nagamine, Tsukuba City, Ibaraki Prefecture 305―0052 Japan TEL 029―853―8569

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年10月25日
支出負担行為担当官
防衛大学校総務部長　二又　知彦
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14
１　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入物品及び数量
防衛大学校で使用するガス　１式
予定年間ガス使用量　1,264,800立方メートル
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　供給期間　令和４年１月１日から令和４年12月31日
⑸　需要場所　防衛大学校
⑹　入札方法　入札金額は各社において設定するガス契約に対する単価を記載すること。（小数点以下を含むことができる。）落札の決定は提示する予定使用ガス量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和01・02・03年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされ関東・甲信越地域の参加資格を有する者であること。
⑷　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛大学校長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止等の処置を受けている期間中の者でないこと。
⑸　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑹　ガス事業法第３条の規定に基づき、一般ガス事業者としての許可を得ている者、同法第37条の７の２第１項の規定に基づき、ガス導管事業者としての届出を行なっている者、又は同法第37条の９第１項の規定に基づき、大口ガス事業者としての届出を行っている者であること。